

# 個人住民税の特別徴収推進事業の概要

## 1 特別徴収とは

地方税法上、所得税の源泉徴収義務のある事業者（特別徴収義務者）は、個人住民税についても、従業員等（納税義務者）の毎月の給与から税金を差し引いて、従業員等に代わり市町村へ納めることとされており、この制度を「特別徴収」と言う。

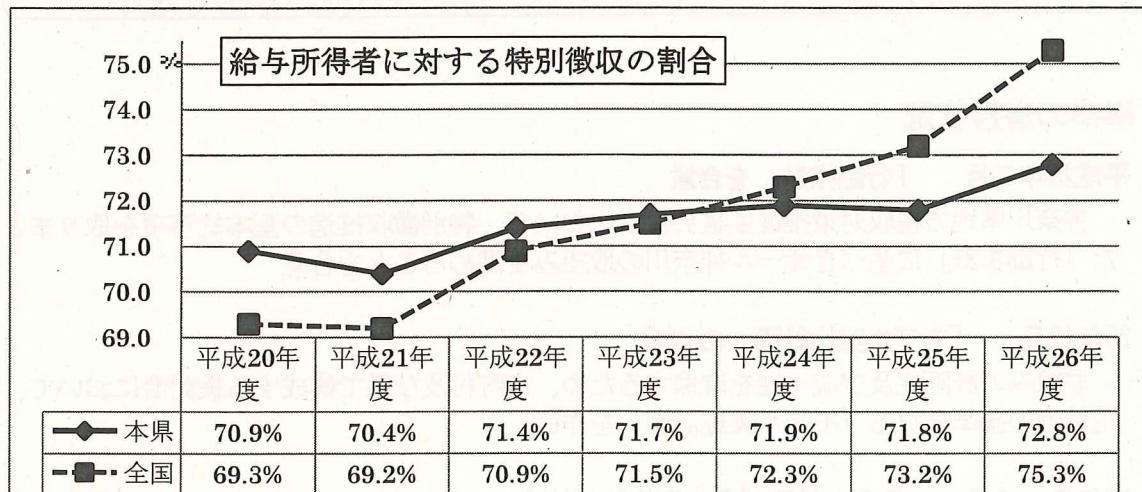
## 2 特別徴収の現状

給与所得者の個人住民税は特別徴収によることが原則だが、制度の運用が徹底されていないのが実情

- ・事業者が事務量の増加を嫌い、普通徴収を希望
- ・特別徴収が義務的制度であることが理解されていない

### ○ 特別徴収の実施状況（平成26年度）

給与所得者362万人（退職者等を含む）のうち264万人で、実施割合は72.8%



### ○ 個人住民税の徴収率（平成26年度・個人県民税現年課税分、金額ベース）

特別徴収 99.9% 普通徴収 95.0% 全体 98.5%

## 3 特別徴収推進による効果

### ○ 納税者利便の向上

- ・自ら金融機関に出向く手間が省け、納め忘れがなくなる。
- ・納付回数が普通徴収の年4回から12回に分散され、負担感が緩和

### ○ 税収確保及び徴税コストの削減

- ・特別徴収による納税者数が増加することで、安定した税収確保が期待できる。
- ・納付書などの作成・郵送費等の経費削減や、滞納件数が減少することで滞納整理の効率化が期待できる。

## 4 取組みの目標

市町村及び県によるオール神奈川での特別徴収推進対策を展開し、平成28年度までに県内の33市町村が、一斉に特別徴収義務者の指定（特別徴収税額の通知）を行う。

## 5 取組みの広域及び統一化の必要性

### ○ 事業者の理解促進

事業者には、従業員が居住する複数市町村から通知があるため、オール神奈川として全市町村が一斉に特別徴収への切替えを求めていかなければ、事業者の理解が得られない。

### ○ 取扱いの統一

市町村ごとに取扱いが大幅に異なると、事業者の理解が得られない。

## 6 具体的な取組み

### ○ 広報活動の強化

ホームページやチラシ等による広報や、税理士会、法人会等の関係団体への協力依頼などにより、特別徴収の制度やオール神奈川の取組内容についての広報・周知を図る。

### ○ 事業者への周知徹底

特別徴収義務者となるべき事業者に、事前予告文書や事業所訪問等による働きかけを行い、平成28年度に一斉指定を行うことについて理解を求める。

## 7 事業の進捗状況

### ○ 平成25年7月 「行動指針」を合意

- ・ 神奈川県地方税収対策推進協議会総会において、特別徴収推進の基本的事項を取りまとめた「行動指針」に基づきオール神奈川の取組みを進めることを合意

### ○ 25年12月 「モデル実施計画」の作成

- ・ 取組みの計画性及び統一性を確保するため、市町村及び県で構成する検討会において、実施計画の基準となる「モデル実施計画」を作成

### ○ 26年3～4月 各市町村及び県の実施計画策定

- ・ 「モデル実施計画」に基づき、各団体において取組みの実施計画を策定

### ○ 26年7月29日 神奈川県地方税収対策推進協議会総会の開催

- ・ 特別徴収推進の「オール神奈川宣言」を採択
- ・ これにより市町村及び県は、平成28年度の一斉指定に向け、協同して本格的な取組みを開始

### ○ 26年11月20日 特別徴収推進の「九都県市共同アピール」の実施

- ・ 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が連携協力して取組みを進めることし、標記アピール文の同時記者発表を実施